

令和8年度 当別町建設工事競争
入札参加資格申請書提出要領

（經常建設共同企業体用）

当 別 町

令和8年度において当別町が発注する工事の請負に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に経常共同企業体で参加を希望する方は、下記により申請書を提出して下さい。

1 受付日時等

- (1) 受付日時 令和8年3月19日（木）～27日（金）6日間
午前9時から午後5時まで
- (2) 受付場所 当別町役場総務部財政課管財係
- (3) 受付方法 持参（郵送は認めません。）
必ず作成責任者（内容について説明できる方）が持参してください。
- (4) 決定通知 令和8年4月上旬
経常建設共同企業体（以下「経常企業体」という。）の代表者に郵送にて通知します。
- (5) 有効期間 令和8年度末まで

2 経常企業体の申請について

経常企業体とは、単体企業と同様に施工する工事を特定しないで当別町の競争入札参加資格を認めるものです。

経常企業体での申請は、構成員がそれぞれ当別町の競争入札参加資格を有していることが要件になっています。

なお、この経常企業体は、競争入札参加資格者として決定された後は、単体企業と同様に取り扱われるものであり、競争入札の指名に当たって単体企業に優先するものではありません。

3 申請できる工種

次の5工種が経常企業体の登録対象になります。

- ① 土木一式 ② 建築一式 ③ 舗装
- ④ 電気 ⑤ 管

4 結成できる経常企業体及び申請できる工種数

経常企業体は、2ないし3社により結成してください。

一つの企業が、経常企業体を結成して登録できる工種の数は3工種までとします。

また、一つの企業が参加できる経常企業体の数は3つまでとする。ただし、一つの企業が複数の経常企業体を結成した場合であっても、一つの登録工種に登録できる経常企業体の数は一つとする。

事業協同組合等の組合を一つの企業として取り扱いますので、組合と他の企業との経常企業体についても認められますが、その組合を構成する組合員との経常企業体は認められません。

なお、上記の要件を越えた場合、その企業が含まれる経常企業体の申請はすべて無効となります。

5 競争入札参加資格申請に必要な要件

競争入札参加資格審査を申請する経常企業体は、次に掲げる要件に該当していなければならない。

- (1) 構成員のすべてが、土木一式、建築一式、舗装、電気及び管の各工種のうち申請しようとする工種について、当別町の競争入札資格を有していること。
- (2) 構成員のすべてが、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号の要件である資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社であること。
- (3) 構成員は、町内業者または北海道内に本店または主たる営業所を有するものであること。ただし、構成員には、町内業者が必ず含まれていなければならない。
なお、町内業者とは、当別町に本店を有するものとする。
- (4) 構成員数は、2ないし3社であること。
- (5) 構成員の組合せは、同一工種で、同一等級及び直近等級に属する者の組合せであること。
- (6) 構成員のすべてが、申請工種に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有してからの営業年数が令和8年4月1日現在において4年以上であること。
ただし、元請として相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合には、4年未満でもこれを同等と取り扱うことがある。
- (7) 構成員のすべてが、令和8年4月1日現在において申請工種のうち希望する工事と同種の工事について元請としての施工実績を有していること。
ただし、元請としての施工実績がない構成員が、工事を確実かつ円滑に共同施工できる能力を有していると認められる場合は、下請としての施工実績で足りるものとする。
- (8) 構成員のすべてに、申請工種にかかる監理技術者又は主任技術者を有し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ること。

6 代表者の決定及び各構成員の出資割合

(1) 代表者の決定

経常企業体の代表者は、構成員が協議して決定をする。

(2) 各構成員の出資割合

各構成員の出資割合については、施工する工事が特定された都度、出資の割合を協議により決定し、協定書第8条の規定に基づく付属協定書を作成して提出してください。この場合、各構成員の最低出資の割合は均等割の10分の6以上でなければならない。（登録申請の段階では、出資割合を決定する必要はありません。）

7 競争入札参加資格決定後の構成員の変更

一旦、当別町の競争入札参加資格者として決定されると、登録有効期間中（1年間）は構成員の変更はできません。

十分に検討の上、相手方を選定して経常企業体を結成してください。

8 提出書類

(1) 申請書（一部）

別添申請書を使用のこと。

(2) 協定書（一部）

別添申請書を使用のこと。（協定書第8条の規定に基づく付属協定書は、申請時に提出する必要はありません。）

(3) 委任状

(4) 入札参加資格審査結果通知書（単体企業用）の写し（構成員全社分）

令和7・8年度の入札参加資格として当別町から送付されたもの。

(5) 経営事項審査結果通知書の写し（構成員全社分）

令和7・8年度の単体企業の申請に使用したもの

9 競争入札参加資格の取消し

競争入札参加資格者が、次の各号に該当したときは、その競争入札参加資格を取消します。

(1) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(2) 構成員のいずれかが単体企業としての資格を取り消されたとき。

10 問い合わせ先

当別町総務部財政課管財係

電話（0133）23-2331 [直通]

参考例

4. 経常企業体は、2ないし3社により結成してください。

一つの企業が、経常企業体を結成して登録できる工種の数には3工種までとします。また、一つの企業が参加できる経常企業体の数は3つまでとする。ただし、一つの企業が複数の経常企業体を結成した場合であっても、一つの登録できる経常企業体の数は1とする。

例 1

工 種	甲 社	乙 社	丙 社	丁 社
土 木	①	①	①	
建 築	②	②		②
舗 装	③		③	③

① 経常企業体

② 経常企業体

③ 経常企業体

例 2

工 種	甲 社	乙 社	丙 社
土 木	○	○	○
建 築	○	○	○
舗 装	○	○	○

① 経常企業体

② 経常企業体

③ 経常企業体